

仮処分決定

当事者 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の平成26年(㊦)第 3055 号 仮処分
命令申立事件について、当裁判所は、債権者の申立てを相当と認め、
債権者に金50万円
の担保を立てさせて、次のとおり決定する。

主 文

債権者が債務者の協力団体の地位にあることを仮に定める。

平成 26 年 10 月 24 日

東京地方裁判所民事第9部

裁判官 鈴木雄輔

当事者目録

〒112-0004 東京都文京区後楽2丁目23番15号

債権者 公益社団法人日本空手協会
代表者代表理事 中原伸之

〒160-0004 東京都新宿区四谷4丁目6番10号

ヴィクトリアセンター5階 宗像紀夫法律事務所

電話 03-5919-1014

FAX 03-3350-5114

債権者代理人弁護士 宗像紀夫
同 堀内捷三

〒160-0006 東京都新宿区舟町1番地18 (送達場所)

ロイクラトン四谷5階A室 藤原朋奈法律事務所

電話 03-3356-9940

FAX 03-3356-9941

債権者代理人弁護士 藤原朋奈
同 水本陽子

〒135-0053 東京都江東区辰巳1丁目1番20号

債務者 公益財団法人全日本空手道連盟
代表者代表理事 笹川堯

〒102-0082 東京都千代田区一番町9番地23 (送達場所)
一番町ビル6階

電話 03-3556-1081

FAX 03-3556-1082

債務者代理人弁護士 佐々木知子

これは正本である。

平成 26 年 10 月 24 日

東京地方裁判所民事第9部

裁判所書記官 大 畠 伸

